

厚生労働大臣の定める揭示事項

入院基本料に関する事項

【入院基本料】

- 南 2、南 3、南 4、南東 6、南 7、東 5、中 3、中 5 病棟について、一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）の届出を行っています。入院患者 7 人に対し 1 人以上の看護職員が勤務しています。
- 東 3 病棟について、精神病棟入院基本料（10 対 1 入院基本料）の届出を行っています。入院患者 10 人に対し 1 人以上の看護職員が勤務しています。

【特定入院料】

- ICU について、特定集中治療室管理料 5 の届出を行っています。入院患者 2 人に対し 1 人以上の看護職員が勤務しています。
- 中 5 病棟の小児病床について、小児入院医療管理料 3 の届出を行っています。入院患者 7 人に対し 1 人以上の看護職員が勤務しています。
- 南 5 病棟について、地域包括ケア病棟入院料 2 の届出を行っています。入院患者 13 人に対し 1 人以上の看護職員が勤務しています。

☆ 各病棟の時間帯毎の配置人数等の詳細について、各病棟に掲示しています。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準に関する事項

入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしています。

DPC 対象病院に関する事項

DPC（診断群分類別包括評価制度）を適用し診療費の計算を行っております。

医療機関別係数 1.5173 （令和 7 年 5 月 1 日現在）

内訳：基礎係数（DPC 標準病院群）	1.0451	機能評価係数 I	0.3702
機能評価係数 II	0.0818	救急補正係数	0.0202

東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項

厚生労働大臣の定める基準等について、基準を満たしており東海北陸厚生局長へ届出をしています。

詳細は「[届出済施設基準一覧](#)」をご覧ください。

明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。



厚生労働大臣の定める揭示事項

保険外負担に関する事項

文書料等の保険外負担につきまして、実費のご負担をお願いしております。
詳細は「[文書料等のお知らせ](#)」をご覧ください。

保険外併用療養費に関する事項

特別の療養環境の提供（特別室（有料個室）・1日あたり）

特A室：20,350円（2室） A室：11,550円（5室） B室：9,350円（30室）
C室：4,950円（37室）

各室の設備等の詳細は「[特別の療養環境の提供（有料個室）について](#)」をご覧ください。

地域医療支援病院及び紹介受診重点医療機関の初診に関する事項

紹介状をお持ちでない初診の方については、緊急やむを得ない場合を除き、7,700円（歯科の場合 5,500円）を別途ご請求させていただきます。

地域医療支援病院及び紹介受診重点医療機関の再診に関する事項

他の病院や診療所に紹介する旨の申出を行ったにもかかわらず、当院に受診した再診の方について、3,300円（歯科の場合 2,090円）を別途ご請求させていただきます。

入院期間が180日を超える入院（一般病床）

別に定められた状態等に該当しない場合（入院医療の必要性が低い状態）で、入院期間が180日を超えたときには、その日から自己の選択に係るものとして、1日につき保険外併用療養費として入院基本料の15%及び消費税（2,783円/日）を別途請求させていただきます。

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算に関する揭示事項

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子処方箋の発行及び国等が提供する電子カルテ情報共有サービスなど導入準備を進めており、医療DXにかかると実施しています。

地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する揭示事項

院内感染防止対策を実施しています。

歯科外来診療医療安全対策加算2に関する揭示事項

当院は医科歯科併設の保険医療機関であり、緊急時の対応体制として、院内医科診療科との連携体制が整備されています。また、医療安全管理対策を実施しています。



厚生労働大臣の定める揭示事項

後発医薬品使用体制加算に関する揭示事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。また、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されています。医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には患者さんに十分に説明を行います。

難治性がん性疼痛緩和指導管理料（がん性疼痛緩和指導管理料の注2）に関する揭示事項

がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制を有しています。

院内トリアージ実施料に関する揭示事項

当院救急外来では、重症度・緊急性の判定を行い、治療の優先度を決定（トリアージ）しています。

トリアージにより、診察順が前後する場合があります。また入院中の患者さんの対応が必要な場合はお待ちいただくことがあります。できる限り待ち時間を少なくするよう努力しておりますが、患者さんの症状や入院患者さんの状況によって対応させていただくことをご理解いただけますようお願いいたします。

外来腫瘍化学療法診療料1に関する揭示事項

専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、外来腫瘍化学療法診療料1を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる体制を有しています。また、急変時等の緊急時には入院できる体制が確保されています。

実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

一般名処方加算に関する揭示事項

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品について、「一般名処方」を行う場合があります。これは銘柄名（医薬品の商品名）ではなく一般名（有効成分の名称）で処方するもので、医薬品の供給が不安定な状況であっても、有効成分が同じ医薬品から選択できるため、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなる等のメリットがあります。

一般名処方を行う場合には、医薬品の供給状況や長期収載品選定療養制度等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明を行います。

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術に関する揭示事項

詳細は「[医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術件数](#)」をご覧ください。



厚生労働大臣の定める揭示事項

届出済施設基準一覧（令和 7 年 5 月 1 日現在）

厚生労働大臣の定める以下の基準について、基準を満たしており東海北陸厚生局長へ届出をしています。

届出済施設基準一覧

厚生労働大臣の定める以下の基準等について、基準を満たしており東海北陸厚生局長へ届出をしています。

基本診療科の施設基準		特設診療科の施設基準	
1	医療 D X 推進体制整備加算（医療 D X 推進体制整備加算 5）	1	外来栄養食事指導科の注 2 に規定する基準
2	一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）	2	心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
3	精神病棟入院基本料（10 対 1 入院基本料）	3	喘息治療管理料
4	総合入院体制加算 3	4	糖尿病合併症管理料
5	救急医療管理加算	5	がん性疼痛緩和指導管理料
6	超急性期脳卒中加算	6	がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
7	診療録管理体制加算 3	7	がん患者指導管理料Ⅰ
8	医師事務作業補助体制加算 1（30 対 1 配置加算）	8	がん患者指導管理料Ⅱ
9	急性期看護補助体制加算（25 対 1 補助体制加算（看護補助者 5 割未満））	9	がん患者指導管理料Ⅲ
	夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算	10	外来緩和ケア管理料
	夜間看護体制加算	11	糖尿病透析予防指導管理料
10	看護補助体制充実加算 2	12	乳癌炎症性乳房腫瘍予防ケア・指導料
	看護職員夜間配置加算（16 対 1 配置加算 1）	13	婦人科特定疾患治療管理料
	11 療養環境加算	14	一般不妊治療管理料
12	重症者等療養環境特別加算	15	二次性骨折予防継続管理料 1
13	無菌治療室管理加算 1	16	二次性骨折予防継続管理料 2
14	緩和ケア診療加算	17	二次性骨折予防継続管理料 3
15	精神病棟入院時医学管理加算	18	下肢創傷処置管理料
16	精神科身体合併症管理加算	19	院内リハビリ施設料
17	精神科リハビリテーション加算	20	夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算（救急搬送看護体制加算 1）
18	摂食障害入院医療管理加算	21	外来放射線照射診療科
19	栄養サポートチーム加算	22	外来腫瘍化学療法診療科 1
20	医療安全対策加算 1	23	連携充実加算
	医療安全対策地域連携加算 1	24	ニコチン依存症管理料
	感染対策向上加算 1	25	療養・就労自立支援指導料の注 3 に規定する相談支援加算
21	指導強化加算	26	開放型病院共同指導料
22	抗菌薬適正使用体制加算	27	がん治療連携計画策定料
	患者サポート体制充実加算	28	肝臓インターフェロン治療計画料
	23 重症患者初期支援充実加算	29	外来排尿自立指導料
24	術後ハリスカ患者ケア加算	30	ハリスカ妊産婦連携指導料Ⅰ
25	ハリスカ妊娠管理加算	31	ハリスカ妊産婦連携指導料Ⅱ
26	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	32	薬剤管理指導料
27	後発医薬品使用体制加算 1	33	検査・画像情報提供加算及び電子の診療情報評価料
28	病棟薬剤業務実施加算 1	34	医療機器安全管理料 1
29	データ提出加算（データ提出加算 2）	35	医療機器安全管理料 2
	入退院支援加算（入退院支援加算 1）	36	在宅療養後方支援病院
	地域連携診療計画加算	37	在宅持続陽圧呼吸法指導管理料 遠隔モニタリング加算
30	入院時支援加算	38	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
	総合機能評価加算	39	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
	31 精神科入退院支援加算	40	遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
32	認知症ケア加算（認知症ケア加算 1）	41	染色体検査の注 2 に規定する基準
33	せん妄ハリスカ患者ケア加算	42	骨髄微小残存病変測定
34	精神疾患診療体制加算	43	BRCA1/2 遺伝子検査
35	精神科急性期医師配置加算（精神科急性期医師配置加算 2 のⅠ）	44	先天性代謝異常症検査
36	排尿自立支援加算	45	H P V 核酸検出及び H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
37	地域医療体制確保加算	46	検体検査管理加算Ⅱ
38	特定集中治療室管理料 5	47	血管内視鏡検査加算
	算定上限日数に係る施設基準	48	時間内歩行試験
	小児加算（当該保険医療機関内に専任の小児科医が常時配置されている）	49	ヘッドアップディスプレイ試験
39	早期離床・リハビリテーション加算	50	長期継続頭蓋内脳波検査
	小児入院医療管理料 3	51	光トモグラフィー
	養育支援体制加算	52	神経学的検査
40	地域包括ケア病棟入院料 2	53	補聴器適合検査
	看護職員配置加算	54	ロービジョン検査判断料
	看護職員夜間配置加算	55	小児食物アレルギー・負荷検査
(歯科・別掲)		56	内服・点滴誘発試験
1	地域歯科診療支援病院歯科初診料	57	乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）
2	歯科外来診療医療安全対策加算 2	58	乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
3	歯科外来診療感染対策加算 4	59	C T 遠視下 気管支鏡検査加算
4	歯科診療特別対応連携加算	60	経気管支凍結生検法
5	地域歯科診療支援病院入院加算	61	画像診断管理加算 2
		62	C T 撮影及び M R I 撮影
		63	C T 撮影及び M R I 撮影
		64	冠動脈 C T 撮影加算
		65	血流予備量比コンピュータ断層撮影
		66	心臓 M R I 撮影加算
		67	小児頭部下 MRI 撮影加算
		68	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
		69	外来化学療法加算 1
		70	無菌製剤処理科
		71	心大血管疾患リハビリテーション科（Ⅰ）初期加算及び急性期リハビリテーション加算
		72	脳血管疾患等リハビリテーション科（Ⅰ）初期加算及び急性期リハビリテーション加算
		73	運動器リハビリテーション科（Ⅰ）初期加算及び急性期リハビリテーション加算
		74	呼吸器リハビリテーション科（Ⅰ）初期加算及び急性期リハビリテーション加算
入院時食事療養に関する基準		(歯科・別掲)	
1	入院時食事療養（Ⅰ）	1	医療機器安全管理料（歯科）
	入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、患者さんの疾病・病状・年齢等に合わせ管理栄養士により管理された適切な栄養量及び内容の食事を適時（夕食については午後 6 時以降）・適温で提供しています。	2	歯科治療時医療管理料



厚生労働大臣の定める揭示事項

文書料等のお知らせ

種 別	金 額	備 考
普通診断書(院内様式)	¥2,200	
〃 (院外様式)	¥4,400	
後遺症診断書	¥5,500	
死亡診断書	¥5,500	
死体検案書	¥11,000	
生命保険・ 簡易保険用	通院・入院・手術診断書	¥5,500
	死亡診断書	¥5,500
	症状調査書	¥5,500
自賠責用	診断書	¥5,500
	明細書	¥3,300
国民年金診断書	¥5,500	
厚生年金診断書	¥5,500	
障害福祉年金診断書	¥110	
児童扶養手当障害認定診断書	¥110	
福祉手当認定診断書	¥110	
身体障害者手帳交付診断書	¥5,500	
特定疾患診断書(新規申請)	¥4,400	
特定疾患診断書(更新)	¥3,300	
通院医療公費負担用診断書	¥3,000	非課税
精神障害者保健福祉手帳用診断書	¥4,400	
補装具交付意見書	¥2,000	非課税
身障者補装具意見書	¥2,000	非課税
入退院・通院証明書(簡単)	¥2,200	
労災定期診断書	¥4,400	
出産手当金意見書	¥1,650	
出産育児一時金支給申請書	¥1,650	
死産証明書	¥3,300	

種 別	金 額	備 考
インターフェロン治療申請診断書	¥4,400	
自動車ハガキ	¥2,200	
自動車通院非課税証明書	¥2,200	
塵肺認定診断書	¥5,500	
航空身体検査証明診断書	¥5,500	
病歴書	¥5,500	
医療費助成(支給)申請書・証明書	¥3,300	
医療費 領収証明書	院内様式(1～12月・1年分)	¥2,200
	日本体育・学校健康センター 治療装具生血明細書	¥0
おむつ使用証明書	¥2,200	
その他の証明書(簡単)	¥3,300	
〃 (複雑)	¥4,400	
成年後見用診断書	¥4,400	
病欠証明書(提出先：保育園、学校)	¥0	
給付要意見書	¥0	
介護保険主治医意見書	¥0	
退院証明書	¥0	
労災休業給付請求書	¥0	
装具装着証明書	¥0	
エンゼルケア	¥5,500	
エンゼルケア(セーフティセット使用)	¥7,150	

- ※ 診断書等、書類の作成には2週間程度の期間がかかります。
(書類の種類・枚数等によって作成期間が異なります。)
- ※ 金額は消費税10%を含みます。(非課税のもの除く)

特別の療養環境の提供（有料個室）について

【保険外併用療養費【特別の療養環境の提供（特別室（有料個室））】】

個室	個室料金 (1日につき) 税込	設備等								室数・病棟（病室）		
		TV	Wi-Fi	冷蔵庫	洗面台 等	応接 セット	温水洗浄 付トイレ	浴室又は シャワー室	電子 レンジ			
特A室	20,350 円	○	○	○	○	○	○	○	○	2室	南7病棟	(743,745号室)
A室	11,550 円	○	○	○	○	○	○	○		5室	南4病棟 南5病棟 南東6病棟 中3病棟	(427号室) (527号室) (627号室) (4階：415,416号室)
B室	* 9,350 円	○	○	○	○	○	○			30室	南7病棟 中5病棟	(708,710,711,712,713,715,716,717, 718,720,721,722,723,725,726,727, 728,730,731,732,733,735,736,737, 738,740,741,742号室) (522,523号室) * 出産に係るものについては非課税（8,500）円と なります。
C室	4,950 円	○	○	○	○					37室	南2病棟 南3病棟 南4病棟 南5病棟 南7病棟 東5病棟 南東6病棟 中3病棟	(201,202,203号室) (301,302,303,305,306,307号室) (401,402,403号室) (501,502,503,505,506号室) (701,702,703,705号室) (551,552,553,555,556,577号室) (601,602,603,605,606,651,652号室) (3階：308,309,310,311号室)



厚生労働大臣の定める揭示事項

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術件数（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術件数（令和6年1月～令和6年12月）			
区分1に分類される手術			件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等		28
イ	黄斑下手術等		20
ウ	鼓室形成手術等		2
エ	肺悪性腫瘍手術等		49
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術		279
区分2に分類される手術			件数
ア	靱帯断裂形成手術等		1
イ	水頭症手術等		15
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		0
エ	尿道形成手術等		6
オ	角膜移植術		0
カ	肝切除術等		15
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等		4
区分3に分類される手術		件数（医科）	件数（歯科）
ア	上顎骨形成術等	0	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	4
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	—
エ	母指化手術等	0	—
オ	内反足手術等	0	—
カ	食道切除再建術等	0	—
キ	同種死体腎移植術等	0	—
区分4に分類される手術			件数
	区分4に分類される手術		327
その他の区分に分類される手術			件数
	人工関節置換術		43
	乳児外科施設基準対象手術		0
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		59
	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		33
	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		137

